

路外駐車場移動等円滑化基準（国土交通省令第112号）

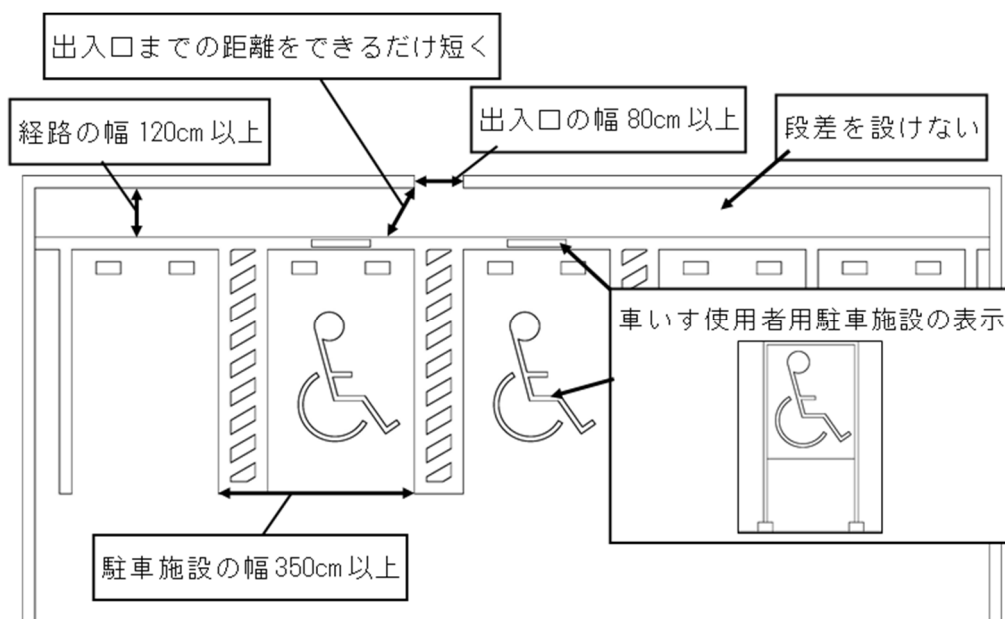
※詳細は、館林市都市計画課施設計画係 までお問い合わせください。

路外駐車場車いす使用者駐車施設に関する基準

1. 特定路外駐車場には、車いす使用者用の駐車施設を1以上設けなければならない。（大型自動二輪車及び普通自動二輪車のための駐車場は除く。）
2. 車いす使用者用駐車施設は次に掲げるものでなければならない。
 - (1) 幅は、350cm以上
 - (2) 車いす使用者用駐車施設又はその付近に、車いす使用者用駐車施設の表示をする。
 - (3) 路外駐車場移動等円滑化経路の長さができるだけ短くなる位置に設ける。

路外駐車場移動等円滑化経路に関する基準

1. 車いす使用者用駐車施設から道又は公園、広場その他の空地までの経路のうち1以上を、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（以下「路外駐車場移動等円滑化経路」という。）にしなければならない。
2. 路外駐車場移動等円滑化経路は次に掲げるものでなければならない。
 - (1) 経路上に段を設けないこと。（傾斜路を併設する場合はこの限りではない。）
 - (2) 経路を構成する出入口の幅は、80cm以上
 - (3) 経路を構成する通路は、次に掲げるものであること。
 - a) 幅は、120cm以上
 - b) 50mごとに車いすの回転に支障がない場所を設ける。
 - (4) 経路を構成する傾斜路（段に代わり、又はこれに併設するものに限る）は、次に掲げるものであること。
 - a) 幅は、段に代わるものにあたっては120cm以上、段に併設するものにあたっては90cm以上
 - b) 勾配は、1/12を超えない。（ただし、高さが16cm以下のものは1/8を超えない。）
 - c) 勾配が1/12を超え、又は高さが16cmを超え、かつ、勾配が1/20を超える傾斜がある場合、手すりを設ける。



駐車施設に関する基準2.、移動等円滑化経路に関する基準2. (1)、(2)、(3) a) 参考図